



▲写っている方に画像データを差しあげます。企画グループまで。

- 役場・教育委員会  
☎079(435)0355 ①(435)3398
- 健康いきいきセンター  
☎079(435)5578 ①(435)5227
- 福祉しあわせセンター  
☎079(435)1712 ①(436)5610
- デイサービスセンター  
☎079(437)6155 ①(437)0065
- 加古川総合保健センター  
☎079(429)2923 ①(429)6300
- 播磨ふれあいの家  
☎079(678)1481 ①(678)1482

### 交通事故の状況

平成18年6月末現在  
昨年比

	件数	傷者	死者
加古川市	1,239(-59)	1,474(-119)	7(+2)
稲美町	144(-15)	172(-14)	0(-1)
播磨町	114(-14)	134(-35)	0(±0)

### 犯罪発生状況

5月の町内犯罪発生件数 56件  
(前月比±0件)

種別	件数
空き巣など	1
忍び込み	4
オートバイ盗	7
自転車盗	14
占有離脱物横領	1
車上ねらいなど	1
ひったくり	1
出店荒らし	1
事務所荒らし	3
学校荒らし	2
暴行	2
器物損壊	9
自動販売機ねらい	1
傷害	4
強制わいせつ	1
その他	4

平成18年犯罪累計290件

### おくやみ

【6・7月届出分】

氏名(敬称略)	町名	年齢
櫻井 政子	(宮北)	79
谷尻 八郎	(二子)	68
筒井 佐代美	(古宮)	70
中嶋 ふさ	(野添)	81
山端 美幸	(二子)	68

## 福祉 健康

### 特定疾患医療受給者証の継続交付申請の受け付け

- ▼対象者 現在、特定疾患受給者証をお持ちの方で、平成18年10月1日以降も引続き受給者証の交付を希望される方。
- ▼申請期間 9月29日(金)まで
- ▼必要書類 必要書類はそれぞれ異なります。手続きに必要な書類を説明してお渡しします。手続きに必要な書類を説明してお渡しします。手続きに必要な書類を説明してお渡しします。手続きに必要な書類を説明してお渡しします。
- ▼申請・問い合わせ 加古川健康福祉事務所(保健所)保健指導課  
加古川市野口町良野1740  
☎079(422)0003

### 心身障害者扶養共済掛金補助金の交付申請

- 兵庫県心身障害者扶養共済制度に加入されている方に、平成18年度第1期(平成18年4月～7月分)の心身障害者扶養共済掛金に対する補助金を交付しますので、申請期間内に必要書類を添付して申請してください。
- ▼申請期間 8月1日(火)～8月11日(金)
- ▼必要書類 掛金の領収証(平成18年4～7月分)・振込先金融機関の確認できるもの(郵便局以外)・印鑑(朱肉を使う印鑑)・兵庫県心身障害者扶養共済制度加入証書
- ▼問い合わせ・申請窓口 福祉グループ  
☎079(435)2361

### 10月1日から補装具および日常生活用具の制度が変わります

平成18年4月1日から施行されている障害者自立支援法により、10月1日から、従来までの補装具(車いす、装置、ストマ用具など)給付制度および日常生活用具給付制度が再編されます。

詳しい変更点については未定ですが、一部種目の入れ替えが予定されており、また利用者負担についても、原則1割負担となる予定です。

詳しい内容がわかり次第お知らせします。

▼問い合わせ 福祉グループ  
☎079(435)2361

### 長寿祝金の支給

9月の敬老月間にちなみ、80歳・85歳・90歳・95歳の方に長寿祝金を支給します。対象者の方には、8月下旬ごろはがきで、支給日および支給場所などについて通知します。

年齢	支給金額	対象者
満80歳	20,000円	大正14年9月17日～大正15年9月16日生まれの方
満85歳	30,000円	大正9年9月17日～大正10年9月16日生まれの方
満90歳	50,000円	大正4年9月17日～大正5年9月16日生まれの方
満95歳	70,000円	明治43年9月17日～明治44年9月16日生まれの方

県の長寿祝金は、88歳・100歳の方に支給されます。

年齢	支給金額	対象者
満88歳	30,000円	大正6年9月17日～大正7年9月16日生まれの方
満100歳	50,000円	明治38年9月17日～明治39年9月16日生まれの方

▶問い合わせ 福祉グループ ☎079(435)2361

### 「ご存じですか？」

### 児童のための3つの手当

児童の心身の健やかな成長と、福祉の増進を図るため、3つの制度(児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当)を紹介します。

◎児童手当 小学校修了前の児童を養育している人に支給されます。(平成18年4月から支給対象年齢が拡大されました)

◎児童扶養手当 離婚などにより、父と生計を共にできない、18歳までの児童が養育されている家庭の生活安定と自立を助けるために、児童の母や、母に代わって養育している人に支給されます。

◎特別児童扶養手当 身体、精神または知的に障害のある、

20歳未満の児童を養育する父や母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

※これらはすべて所得制限、支給要件があります。詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ 福祉グループ  
☎079(435)2362

この届を期限内に提出されないと、8月分以降の手当が支給できませんので、ご注意ください。

▼問い合わせ 福祉グループ  
☎079(435)2362

### 播磨町社会福祉協議会 障害をもつお子さんの将来を考えませんか

- ▼日時 8月23日(水) 午後1時30分～3時30分
- ▼場所 福祉会館
- ▼講師 ハローワーク加古川 専門援助部門 池上敏之氏、加古川はぐるま福祉会 統括主任 岡崎美穂氏
- ▼参加費 1家族 500円
- ▼申し込み・問い合わせ 8月15日(火)までに、お申し込みください。
- 播磨町社会福祉協議会  
☎079(435)1712

### 飼いのしつけ方教室 催し

- ▼日時 9月17日(日) 午前10時～約2時間
- ▼場所 播磨西小学校 校庭
- ▼募集犬数 10匹(必ず1匹)

### 平和展

原爆の恐ろしさや、戦争の悲惨さ、そして平和の尊さを考えていただくため、「広島・長崎原爆の絵」などを展示します。

この機会に平和について考えてみませんか。

▶期間 8月17日(木)まで

▶場所 中央公民館ロビー

### 広島の被爆体験者による平和祈念講話会

広島から「語り部」さんをお招きし、自身の体験を通して平和の尊さについて話していただきます。

▶日時 8月1日(火) 午前10時～11時30分

▶場所 中央公民館 大ホール

▶問い合わせ 企画グループ  
☎079(435)0356  
☎079(435)0609

8月15日は、61回目の終戦記念日にあたります。町では正午に戦没者の追悼のサイレンを鳴らします。

住民の皆さまにおかれましては一分間の黙とうをささげてくださるようお願いいたします。

南部子育て支援センター

絵画教室

- みんなで楽しく、お友達の顔を描きませんか。
- ▶日時 8月3日(木) 午前9時30分～11時30分
  - ▶場所 南部子育て支援センター
  - ▶講師 野村咲絵先生
  - ▶定員 30人
  - ▶対象 町内の小学生
  - ▶持ち物 絵の具、クレパス、画板(持っている人)
  - ▶申し込み 7月27日(木)から南部子育て支援センターで先着順に受け付けます。
  - ▶問い合わせ 南部子育て支援センター ☎079(437)4188

みんなで遊ぼう

- 就学前のお友達、お父さんやお母さんと一緒に、体を動かして遊びましょう。
- ▶日時 8月10日(木) 午前10時～11時30分
  - ▶講師 栗木剛先生、山崎清治先生
  - ▶対象 就学前の親子
  - ▶持ち物 汗拭きタオル、水筒
  - ▶申し込み・問い合わせ 南部子育て支援センター ☎079(437)4188

北部子育て支援センター・南部子育て支援センター 体験保育“てくてく”参加者募集

- 親子で一緒に遊んだり、同年齢のお友達と楽しい時間を過ごしませんか。手遊び、ダンス、おもちゃ作りなどを体験します。また子育ての中で感じたことなどを話し合います。
- ▶対象 2歳くらいから就園前の幼児とその保護者。
  - ▶実施日 9月11日(月)～29日(金)・10月10日(火)～27日(金)の期間中の月・火・木・金の午前9時30分から11時15分(祝日は除く)
  - ▶場所 北部・南部子育て支援センター
  - ▶定員 両支援センターとも各月10組の親子
  - ▶参加費 500円(おやつ代・材料費など)
  - ▶申し込み 8月1日(火)から10日(木)の間に、北部・南部支援センターが福祉グループ窓口にある用紙に必要事項を記入して申し込んでください。
  - ※申し込み多数の場合は、8月11日(金)に抽選をします。なお、結果は北部・南部支援センターに掲示します。
  - ▶問い合わせ 北部子育て支援センター ☎078(944)0717 南部子育て支援センター ☎079(437)4188 福祉グループ ☎079(435)2362

A musical of evening

- 夕暮れのひとときをすてきな音楽で、音楽を愛する若い仲間たちの集いです。だれでも大歓迎。
- ▶日時 8月19日(土) 午後5時30分開場、6時開演
  - ▶場所 中央公民館大ホール
  - ▶入場 無料。申し込み不要。
  - ▶出演 大阪音楽大学の学生と播磨南高等学校吹奏楽部有志のジョイント企画
  - ▶曲目 TORIO PER UNO 夏メドレー、森のくまさん、ものけ姫よりアシタカとサン、など
  - ▶問い合わせ

生涯学習グループ 第1回東はりま竹とんぼフェスティバル

- 稲美町立サン・スポーツランドいなみ、水辺の里公園において、竹とんぼフェスティバルが開催されます。ぜひご参加ください。
- ①東はりま竹とんぼ「シニア&子ども広場」(竹とんぼ教室)
  - ▶日時 10月14日(土) 午前9時～11時(教室) 午後1時～3時(競技)
  - ▶材料費 500円(純竹十スパー竹とんぼ)
  - ▶問い合わせ 長尾 禎則宅 ☎079(435)0565

第24回全国竹とんぼ競技大会 東播磨IN稲美

- 10月15日(日) 午前9時～午後3時
- ▶締め切り 8月31日(木)
  - ▶申し込み 申込用紙に必要事項を記入し、播磨町古宮604-29 東はりま竹とんぼ普及・推進協議会事務局までご送付ください。(FAX可)
  - ▶参加料振込先 郵便振替口座00980-2-136101 国際竹とんぼ協会姫路本部 妻有 孝弘
  - ▶問い合わせ 長尾 禎則宅 ☎079(435)0565

応急手当普及員講習会

- 固定や止血などの応急手当、搬送法、AED(自動体外式除細動器)を使用した心肺蘇生法の基礎知識、技能および指導要領の講習です。
- ※3日間(24時間)の講習を終了した人には、認定証を交付します。
  - ▶日時 8月25日(金)～27日(日)の3日間 午前9時～午後5時
  - ▶場所 加古川市防災センター
  - ▶対象 播磨町、稲美町、加古川市に在住または在勤して
  - いる人で、学校、事業所または防災組織などにおいて指導的立場にあり、普通または上級救命講習を修了しているか、それと同等の知識技能を有する人。
  - ▶定員 先着30人
  - ▶申し込み・問い合わせ 8月9日(水)午前9時より、電話で受け付けます。(土日、祝日を除く) 加古川市防災センター ☎079(423)0119

国民健康保険

保険年金グループ ☎079(435)2581

8月1日から 国民健康保険高齢受給者証が新しくなります

8月1日から国民健康保険の高齢受給者証が新しくなります。対象者には7月下旬に新しい受給者証を郵送します。8月から医療機関にかかるときは、必ず窓口で新しい受給者証と国民健康保険証を提示してください。

入院時の食事代負担の減額制度

入院したときの食事代は、診療などにかかる費用とは別に定額自己負担となります。同一世帯の世帯主および国民健康保険被保険者の平成18年度の住民税が非課税の方は、申請により負担額が減額されます。詳しくは保険年金グループへお問い合わせください。

国民健康保険税の申告をお忘れなく

申告された所得によって、高額療養費の自己負担限度額や、保険税が軽減される場合があります。国民健康保険に加入されている世帯の世帯主および被保険者の方は、必ず申告をしてください。ただし、所得税の確定申告が、町民税の申告をされている方は必要ありません。収入がなかった方も、必ず申告してください。

(表1)

	改正後の基準	改正前の基準
基準所得	145万円以上	145万円以上
収入合計(単身世帯)	383万円以上	484万円以上
収入合計(複数世帯)	520万円以上	621万円以上

※世帯内に70歳以上の国民健康保険被保険者(老人保健医療対象者を含む)が1人の場合を「単身世帯」、2人以上の場合を「複数世帯」とする。

同一世帯の世帯主および国民健康保険被保険者の平成18年度の住民税が非課税の方は、国民健康保険入院時一部負担金限度額適用・標準負担額減額認定申請書の提出により、認定証を交付します。入院時の医療費や食事代の負担が減額される場合がありますので、申請してください。

また、平成17年中の所得により医療費の自己負担を見直していますが、今回、新たに、一定以上所得者(2割負担・10月から3割負担になる方)の基準が表1の通りに変更されました。

負担割合が2割(10月からは3割)の世帯で、70歳以上の国民健康保険被保険者全員の収入合計額が、520万円未満(一人世帯の場合383万円未満)の場合、一割負担になりますので、申請してください。

▼申請に必要なもの 国民健康保険証・高齢受給者証・印鑑・収入額を確認できる書類

▼申告の問い合わせ 税務グループ ☎079(435)0358

パソコン講習受講者募集

コース	内容	会場/開催日/時間	締切
⑦	エクセルⅡ 受講料1,500円 (テキスト代2,000円)	中央公民館 午後7時～9時 9月12日(火)・14日(木)・16日(土)・ 19日(火)・21日(木)・22日(金)	8月15日(火)
⑧	インターネット・メール 受講料1,500円 (テキスト代1,500円)	南部コミセン 午後1時30分～4時30分 10月10日(火)・11日(水)・12日(木)	
⑨	基礎技能講習 受講料無料 (テキスト代1,500円)	中央公民館 午後7時～9時 1月30日(火)・2月1日(木)・3日(土)・ 6日(火)・8日(木)・10日(土)	1月15日(月)

- ※参考ホームページ(はりまタウンナビ) <http://www.harimanavi.com/>
- ▶対象および定員 20歳以上の町内在住・在勤者で各コース20人
  - ▶申し込み・問い合わせ コースごとに往復はがきに郵便番号・住所・氏名・ふりがな・年齢・性別・電話番号・希望コース番号を記入の上、下記へお申し込みください。
  - ※はがきは1コースにつき1枚をお願いします。(応募多数の場合は抽選) 〒675-0156 播磨町東本荘1-5-1 播磨町商工会 パソコン講習会係 ☎079(435)1630

老人保健法医療受給者証

現在お持ちの受給者証には有効期限がありませんが、毎年8月に世帯状況および所得状況により負担区分、〔1割または2割(10月からは3割)〕の判定を行います。

負担区分が変更になる方には、新受給者証を郵送にて交付します。新受給者証を交付された方は、旧受給者証を返却してください。

※住所や健康保険証などに変更があった場合は届け出をしてください。

▶問い合わせ 保険年金グループ ☎079(435)2581

自転車事故が急増しています

加古川警察署管内で自転車に関する事故が急増しています。自転車を運転する時は、交通ルールを守って安全な通行を心掛けてください。万が一事故にあ

った時は、直ちに警察に届け出をしてください。ただし、自転車などの損壊もなくケガもない場合は届け出る必要はありません。▶問い合わせ 加古川警察署 交通第1課 ☎079(427)0110



### 平成18年度下水道排水設備工事責任技術者試験

財団法人兵庫県下水道公社が次のように試験を実施します。

- ▼試験日 11月23日(祝) 午後1時30分～3時30分
- ▼試験時間 2時間
- ▼会場 流通科学大学
- ※試験の申込書は、9月4日(月)～9月15日(金)まで下水道グループ窓口で配布します。
- (土・日曜日を除く)

▼問い合わせ 下水道グループ ☎079(435)2373

- お盆の供物処理について
- ▼受付日時 8月15日(火)午後1時～7時、8月16日(水)午前9時～午後3時30分
- ▼場所 播磨町塵芥処理センター
- ▼問い合わせ 塵芥処理センター

## 道路面に長さ2m以上の生け垣をつくる場合、設置費用およびブロック塀などの取り壊し費用を補助します

▶問い合わせ 土木グループ ☎079(435)2365

生け垣は、目に触れる緑として生活に潤いをもたらす、倒壊などの危険がなく、避難路の確保や焼け止まり効果など防災面でも高い効果があります。

町では、目に触れる緑を増やし安全で快適なまちづくりを進めるために、住民が道路に接した敷地の部分に生け垣を設置する場合、要した費用の一部を補助する「生け垣づくり補助金」を交付する制度があります。

### 手続きの流れ

- 申請書作成は、職員がお手伝いします。
- ①まず、土木グループまでご連絡ください。  
☎079(435)2365
  - ②職員がお伺いし、補助制度および補助対象となる生け垣の形態などを説明させていただきます。
  - ③施工業者からの見積書が用意できましたら、担当までご連絡ください。担当職員がお伺いし、見積書を確認させていただき、補助金交付申請書の作成をお手伝いします。この後、生け垣づくり補助金交付認定通知書を持ってあがります。
  - ④補助制度の条件にあった生け垣づくりに着手してください。
  - ⑤生け垣が完成したら、連絡してください。現地および請求書などを確認させていただき、生け垣や撤去した塀の長さを測定し、生け垣づくり完成届の作成をお手伝いします。
  - ⑥補助金支払通知書が届いたら、補助金交付請求書を町に郵送してください。
  - ⑦2～3週間後に口座への振込みが完了します。

生け垣に適している樹種			
樹種	成長速度	耐日影	ワンポイント
イヌツゲ	×	◎	萌芽力が強く仕立てやすい
サザンカ	×	◎	10～12月に鮮やかに花が咲く
サワラ	◎	△	やわらかな感じで新芽はもえぎ色
ニッコウヒバ	◎	△	新芽が黄金色で美しい
ヒラギモクセイ	◎	×	9～10月に花が咲き香りがよい
ベニカナメモチ	◎	△	新芽が赤く映える
マサキ	◎	◎	光沢のある新緑

※その他の樹種でも刈込みに強い樹種ならば生け垣になります。

完成後は生け垣の適正な管理と育成に努めてください。

### 生け垣設置補助制度の概要

補助できる金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生け垣設置費用 長さ1mにつき1万円。10cm単位で計算します。ただし、実費が1メートル当たり1万円未満の場合は実費分です。(限度額10万円)</li> <li>・既存塀撤去費用 生け垣を設置するためにブロック塀などを撤去した場合は、撤去費用として1mにつき別途1万円。(限度額10万円)</li> </ul> 実際に撤去した塀の長さのうち、生け垣を設置した分の長さが上限になります。
制度を利用する場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置する生け垣が公道に面している。</li> <li>・設置する生け垣の長さが2m以上ある。</li> <li>・生け垣の樹木の高さが設置時に1m以上ある。</li> <li>・形態などについては細かい要件があります。事前にお問い合わせください。</li> </ul>
補助の対象にならない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畑や空き地につくる生け垣(ただし駐車場は可)</li> <li>・生け垣に付随して行われた低木類の植栽や飾り石設置の費用</li> <li>・生け垣と道路の間に遮蔽物を設置した場合(ブロック2段程度の土留は補助可)</li> </ul>

**8月は「道路ふれあい月間」です**

日ごろ何気なく使っている道路は、人や物資を運ぶ交通の場であるとともに、人と人がふれあう生活の場でもあります。また、電気・ガス・上下水道などのライフラインや情報通信網の収容の場、火災などの際には緩衝地帯としても活用される私たちの生活になくてはならない大切なものです。

この機会にもう一度改めて、道路の重要性をみんなで考えてみましょう。

- 長時間駐車での通行の障害になっていませんか？
- 看板、樹木、植木鉢などが道路にはみだしていませんか？
- 空き缶やごみを捨てたりしていませんか？

道路の清掃や補修などの維持管理は、土木グループの担当です。しかしながら、町内の隅々まで目が行き届かないのが実情です。

そこで、住民の皆さんが気付かれた道路に関する情報を土木グループまで連絡していただけたら、より素早い対応が可能となります。

道路を安全で快適なものに保つために、ご協力をお願いします。

▼問い合わせ 土木グループ(町道)  
☎079(435)2365

加古川土木事務所道路保全課(国道、県道)  
☎079(421)1101

▼問い合わせ 犬の引き取り ☎079(435)2562

▼日時 毎週水曜日 午前10時15分～10時35分

▼場所 加古川健康福祉事務所裏庭(印鑑持参)

▼引取手数料 千700円(生後91日以上は1匹、生後90日以内は1回につき10匹まで)

※前記以外の日時では、引き取りできませんので、ご注意ください。

▼問い合わせ 健康安全グループ ☎079(435)2721

▼日時 8月7日(月) 午前9時～11時

▼場所 健康安全グループ

▼引取手数料 千700円(生後91日以上は1匹、生後90日以内は1回につき10匹まで)

▼問い合わせ 明石健康福祉事務所動物衛生課 ☎078(917)1622

猫の引き取り

## 国民年金 こんなときはここへ届け出(相談)を!

こんなとき	どうする	届出先	持ち物
20歳になったとき	厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金に加入の手続きをする	保険年金グループ	印鑑・学生の方は学生証
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者も同様)	保険年金グループ	年金手帳・印鑑・退職を証明する書類(※1)
結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先	年金手帳・印鑑など(詳細は勤務先へお問合せください)
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	保険年金グループ	年金手帳・印鑑(退職した配偶者の退職を証明する書類(※1)や扶養をはずれたことを証明する書類(健康保険・厚生年金資格喪失証明書)
配偶者が会社を変ったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先	年金手帳・印鑑など
年金手帳を紛失したとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者→保険年金グループ 第3号被保険者→配偶者の勤務先	印鑑
住所・氏名が変わったとき	住所・氏名を変更する手続きをする	第1号被保険者→保険年金グループ 第3号被保険者→配偶者の勤務先	印鑑・年金手帳
口座振替を開始(変更)・辞退するとき	口座振替納付(変更)申出書(口座振替辞退申出書)を提出する	加古川社会保険事務所・銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫	預貯金通帳・通帳届出印・納付書
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	加古川社会保険事務所	
経済的な理由で納付できないとき	全額免除・3/4免除・半額免除・1/4免除または、若年者納付猶予の申請をする	保険年金グループ	年金手帳・印鑑・退職された方は退職を証明する書類(※1)前住所地の市区町村役場発行の所得証明書が必要な場合あり
学生で収入が少ないとき	学生納付特例の申請をする	保険年金グループ	年金手帳・印鑑・学生証または在学証明書

※1 退職を証明する書類とは、「雇用保険被保険者離職票」「雇用保険受給資格者証」「健康保険・厚生年金資格喪失証明書」などです

▶問い合わせ 保険年金グループ ☎079(435)2581 加古川社会保険事務所 ☎079(427)4511